

# 精神障害者支援ピアサポート事業について

## 1. 事業の背景

### ●ピアサポートについて

○ピアサポートとは、ピア（仲間）による支援という意味で、いわゆる「専門家」ではなく、同じ立場にある者同士が支えあう仕組みを指し、近年の障害者支援の中で重視されているアプローチの1つです。

○ピアサポートの効用としては、「相談者と支援者の間に信頼関係の構築や対等性の確保がしやすい」、「自らの経験に基づく、具体的で質の高い相談支援が期待できる」等が挙げられています。

○社会の偏見が依然少なくない精神障害にあっては、同じ悩み・苦しみを経験したピアの存在と助言は、当事者の孤立無援感を和らげ、具体的に前に向かって踏み出そうという気持ちを引き出す上で、きわめて大きな意味を持つとされます。

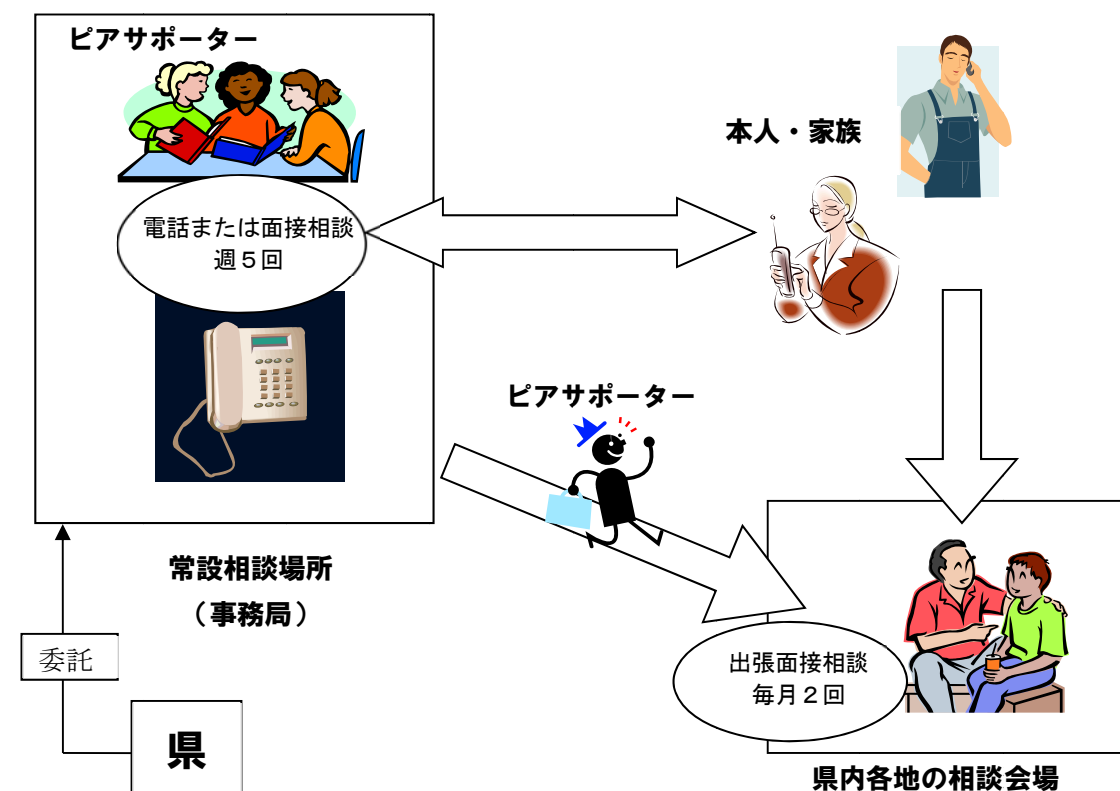
### ●施策の動向

○平成26年4月、改正精神保健福祉法が施行され、それに併せて告示された「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」の中では、ピアサポートを促進し、また家族を支援することによって、精神障害者と家族が自立した関係を構築し、社会からの孤立を防止するための取組を推進すべきことがうたわれています。

○障害者総合支援法に基づき、平成26年4月から「地域移行・地域生活支援事業」が新たに県必須事業となり、「ピアサポートの活用」もその一部と位置付けられました。

## 2. 事業の目的

“同病・同苦”の立場から支援を行うピアサポート活動を強化することで、地域の中で孤立しがちな当事者（本人・家族）に安心感をもたらし、また福祉制度の利用や日常の様々な問題についても、経験に基づく実践的なアドバイスを受けることで、当事者が安定した地域生活を送れるようにすることを目指します。



## 3. 事業の内容

精神障害者本人やその家族に対して、ピアの立場で寄り添うピアサポーターを確保することで、当事者の孤立感を和らげ、生活上の困難の低減を図ります。そのために、以下の内容の業務を委託します。

- ①週5回（各6時間）、常設の相談場所にピアサポーターを配置し、当事者や家族からの電話相談・面接相談に応じます。
- ②月2回、県内各地にピアサポーターを派遣し、出張面接相談を実施します。

## 4. 実施期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日（予定）

※平成28年度以降も継続実施予定。